



目次

- GENの活動の総括～新エネルギー部会を振り返って（飯田）
 - ・自然エネルギー市民委員会閉幕「提言」を取りまとめ（畑）
 - ・自然エネ議連「RPS法モニタリングチーム」が始動（畑）
- 地方公営局に対する水力発電等の売電等に関する調査について（笹川）
- 先進国は、より地球温暖化防止に向けた努力を - COP8に参加して（大林）
- 環境の変化と人類の寿命（安間）

GENの活動の総括～新エネルギー部会を振り返って 飯田 哲也（GEN代表）

2002年5月31日、参議院本会議で政府提案による「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下、「新エネRPS法」）が成立した。それを受けて、新エネルギー部会が開催され、政省令骨子も公開されており、これで、ほぼ新法の全貌が姿を現したところである。

ともかく一歩前進と評価する声もあるが、GENが1998年にドイツの制度に基づく自然エネ促進法を提起して以来、議員連盟など幅広く社会の耳目を集めた政策の帰結としては、あまりにも多くの欠陥が置き去りになっている。

1.35%ショック

11月22日、新エネルギー部会が開催され、本年6月に公布された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」、いわゆる新エネRPS法の目標値および政省令が審議された。新エネルギー部会で答申された肝心の「目標値」は、2010年でわずかに1.35%（122億kW時）にすぎず、現状ですでに30億kW時あることを考えれば1%の増加にすぎない。

これは、同様に大規模水力発電を除いた自然エネルギーに関する導入目標値を掲げているドイツ（1997年に2.4%を2010年までに10.3%）や英国（同0.9% 9.3%）、さらには原発大国フランス（2.2% 8.9%）といった、野心的な欧州各国と比較すると、あまりにも情けない数字であり、「目標」として公表することすら恥ずかしい。

加えて、経過措置を設けていることが大きな問題

である。「トップランナー」という美名の実態は、電力会社に配慮して、7年間もの長い経過措置が設けて各電力会社の義務量の伸びを最小で済むように抑制しているほか、当面3年間は系統連系対策をしない範囲に限ると明記しており、これから5年間は毎年3億kW時の増分に抑制される。これは風力発電に限っても15万kWにすぎず、こうした新法がない中で過去3年間に達成してきた数字と変わらない。しかも、2～5万kWのバイオマス発電の事業が具体化していることを考え合わせれば、なんとか離陸を始めた自然エネルギー市場も低迷は明らかだろう。

新エネルギー部会が今回答申した数字は、昨年の長期エネルギー需給見通しの目標ケースを根拠としているが、これはけっして「新エネRPS法」の導入を前提とした数字ではない。風力発電の試算やバイオマスなど、すでに前提条件が崩れている。したがって、利用目標として義務づけられるのであれば、あらかじめ議論が必要であることが明白であるにもかかわらず、それを指摘した委員は飯田ただ一人であった。いかに日本の審議会が無能であり有害であるかもまた明らかとなった。

新エネルギー部会の「愚」とエネ庁の「罪」

詳細は「市民委員会」の提言に譲るが、この新法は「ゴミ発電」をはじめとして、欠陥だらけとなっている。RPSという触れ込みにもかかわらず、新法からは「証書」が見事に消え去った。これは、異論の続出した昨年12月の新エネルギー部会で柏木部会長が幕引きをした「基本線」を根本的に踏み外すもので、重大な

信義違反であろう。代わって登場したのは、「枠」そのものを融通する珍妙な仕組みである。

「証書」が消え去ったことで懸念されていた問題として、一般電気事業者の供給区域を越えて、新エネ事業者や電力供給事業者が自由に取引できる制度、いわゆる「1階」(=電力だけの引き取り)と「2階」(RPS 枠のみの取引)の区分は、一応「可能である」とされている。「2階」を市場取引に委ねることはRPS 制度から考えて妥当であるとしても、「1階」部分の引き取りに関しては、一般電気事業者が送電系統を独占的に所有し運用している現状を考えると、一定のガイドラインのもとで購入プログラムを公表させるべきである。

また、化石燃料起源の廃棄物まで入れた「何でも有りの新エネルギー」となっていることや、証書ではなく「枠」の取引であることから、CO2 排出の「価値」に関して、今後、温暖化政策との間で矛盾を呼ぶことは間違いなく、英国のように炭素税をインセンティブに利用することもできない。

昨年の新エネルギー部会で確認された「基本線」も維持されず、国会で廃棄物の問題が追及され「抑制

自然エネルギー市民委員会閉幕、

「提言」を取りまとめ

畑直之

GEN が主催して開催してきた「自然エネルギー市民委員会～新エネ利用特措法を検証する～」は、3回の会合を終え、「提言」を取りまとめました。

10月24日の第2回会合では、風力発電事業者懇話会の堀俊夫氏と東京電力の吉田恵一氏がそれぞれの立場から「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(新エネ利用特措法)についてコメントし、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例について同県議会議員の遊佐雅宣氏が報告し、意見交換を行いました。

11月28日の第3回会合では、太陽光発電協会の西田圭一氏、日本地熱開発企業協議会の菅野弘則氏、風力発電推進市町村全国協議会の久保田徳満氏(北海道苫前町長)、日本自然エネルギー株式会社の正田剛氏がそれぞれの立場から新エネ利用特措法についてコメント

的な仕組みを作る」と回答し、その他にも重大な欠陥が指摘されているにもかかわらず、経済産業省における政省令の検討は、水面下に入ったまま検討され、唐突に公表された。情報公開により入手した資料によれば、RPSの骨格として重要な証書、ペナルティ、新設・既設の扱い、経過措置などが、すべて内閣法制局と経済産業省との水面下のやり取りで決まっており、これらが重大な「欠陥」となっている。こうした本質的な課題については、まともに検討されたフシはいっさいなく、公共政策の一翼を担う主体としてあまりにアカウントビリティに欠け、無責任な姿勢といえよう。

GENの今後の活動重心

新エネ RPS 法によって、日本の自然エネルギー政策は迷路に入ったが、せめて政省令の工夫で、多少なりとも健全な市場形成を目指すべきである。利用目標を上方修正し、かつ廃棄物を明確に除外し、「1階」部分の引き取りに関するガイドラインを作ること、系統の重点的な整備など、政省令のレベルでもできることは少なくない。第1幕は閉じられたが、今後、GENが果たすべき役割はさらに重要になったと言える。

し、資源エネルギー庁の堀史郎新エネルギー等電気利用推進室長から政府の政省令策定状況などについて報告がありました。

市民委員会は第4回まで開催する予定でしたが、政府の政令策定プロセスが実質的に終わってしまい当面政府側から新しい動きが出てくる予定がないこと、市民委員会での議論でも論点は出揃ったこと、などから会合は3回で終了することとしました。

そして初回の冒頭で予定した通り、委員による取りまとめを行うこととし、第3回会合の後半と電子メール上で議論し、12月10日に「提言」を取りまとめ発表しました。「提言」の取りまとめに加わったのは、各種自然エネルギー産業・地方自治体・経済学の専門家・環境NGOの16人の委員と1人のオブザーバーです。市民委員会は多様な委員から構成されるため、「提言」は最小公倍数的な性格のものとしています。「提言」では、新エネ利用特措法の政省令策定に関して、まず利用目標について政令案の「1.35%」よりもはるかに高い水準を求める声が大勢を占めました。いずれにしても前回の新エネルギー部会での前提条件(対象とする「新エ

エネルギー」の種類など)が崩れているため、再検討すべきとしています。また政府の政策目標(今年の「長期エネルギー需給見通し」など)はエネルギー源別であり、それと整合性を取るためにも、自然エネルギーごとの目標値が必要であるとの意見も多く出されました。これはとりわけ現時点ではまだコストの高い自然エネルギーには重要な措置であり、RPS 制度と矛盾するものではありません。また基準利用量・「新エネ」の定義・系統接続・供給区域を越えた「RPS 枠」の取引など

について、自然エネルギー普及促進に効果がある仕組みとするよう提案を行っています。さらに次回法改正に向けた論点や法・政省令にかかわらない共通の論点についても提案し、特に見直しは 3 年待たずとも可能な限り早く行うべきとしています。

GEN では今後、この市民委員会の「提言」について資源エネルギー庁と意見交換を行うことなどを考えていきたいと思っています。

自然エネ議連「RPS 法モニタリングチーム」が始動

畑直之

GEN とも連携をとって活動している自然エネルギー促進議員連盟は、政府の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の成立で小休止状態となっていました。11 月に拡大事務局会議で「RPS 法モニタリングチーム」の設置を決め、同法のファロアアップを開始しました。

同チーム会合は 11 月 28 日と 12 月 3 日・18 日の 3 回開かれました。第 1 回は GEN の飯田哲也代表からのヒアリングが行われ、飯田さんは同法やその政省令案の

問題点を指摘しました。目標量の余りの小ささなどに対し、議連として政府(資源エネルギー庁)に対して申し入れなど何らかの行動をすべきではないか、などの意見が出ました。第 2 回は資源エネルギー庁からのヒアリングが行われ、議員からは「目標量の設定、小水力の扱い、地熱の扱いなどについて、余りに消極的ではないか」との強い意見が多く出されました。

議連はこれらの意見をまとめた「日本版 RPS 法の効果的な運用にかかる協議検討項目について」と題するペーパーを作成、18 日の会合で資源エネルギー庁に渡し、目標量の小ささなどについて議論を行いました。今後も同庁との協議を続ける予定です。

地方公営企業局に対する水力発電等の売電等に関する調査について

笹川桃代

1. 調査について: 9 月に行われました第一回自然エネルギー市民委員会において、岩手県から県企業局で計画中の新規水力発電事業の電力の買い取りに関して、当該地域で事業を営む電力会社が新規契約に難色を示しており、事業の見直しを迫られているという報告がなされました。私たちはこれを新エネ特措法の影響ではないかと考え、他都道府県企業局において行われている発電事業についても、なんらかの影響等がでているのではないかと、10 月~11 月にかけて 40 近くの地方公営企業に質問表をお願いし、29 の回答を得ることができました。

2. 質問項目: 大きく以下の 3 項目です。企業局保有の自然エネルギー発電設備の種類規模、電力会社との契約内容に関して、契約期間と売電価格、新エネ特措法による影響等に関して、既存・新設発電設

備それぞれに対する電力会社との買い取り条件などの変更等の状況。その他自由な意見をいただく欄も設けました。

3. 調査結果: 法の施行が始まっていない段階で具体的な影響はでていない、その影響は分からないといった意見が大半でした(アンケートは政府から政省令案が出される前、つまり水力上限 1000kW 案が公表されていない段階にご回答いただいたものも多数)。ただ、売電単価が年々切り下げられる傾向にある等、電力自由化等の影響等で非常に厳しい経営状況に立たされていることは伺うことができます。

今回の新エネ特措法では、水力発電は 1000kW 以下で水路式のみが対象電源に定められましたが、全国の公営企業局の運転する 250 近くある水力発電サイトのうち、それに該当するものは僅か 12,3 地点です。大半が法のお墨付きの対象外になった地方公営企業局の水力発電事業の経営は、今後一層厳しくなることが予想されます。事業者の経営に大きな影響を与えうる、この

ような発電形式に対する制限は、幅広い議論により関係当事者の合意を得て根拠とガイドラインを定めるべきであると考えます。(この主張は、自然エネルギー市

民委員会の「提言」にも盛り込みました。また、質問項目・回答の詳細は GEN の HP の「第 3 回市民委員会 / 当日配布資料」に掲載しています

先進工業国は、より地球温暖化防止に向けた努力を - COP8 に参加して

大林ミカ

インド・ニューデリー10/23-11/1まで「国連気候変動枠組み条約第8回締約国会議」が開催されました。

京都議定書は、もともと、8-9月に南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD)での発効が期待されていましたが、要件を満たすことができないために、未だに発効されていません。そのため、COP8では、京都議定書の発効を確実なものとするための各国の姿勢が問われました。とくに、先進国に関しては、議定書が定めている第1約束期間を越えるより一層の努力を表明することができるのか、途上国に対してこれまで以上の支援を約束できるのか、などが迫られました。また、京都議定書を運用するためのルールに関しては、今年のマラケシュ会議で合意済みであるため、すでに数値目標が定められている第一約束期間(-2012年)以降の取り組みを巡って、各国の思惑が錯綜しました。特に、日本を始めとする国々は、途上国にも義務を課すよう

な糸口を見つけることができるのかに関心を寄せていました。

このような状況の中で、デリー政治宣言が採択されました。一時は、途上国対先進国の対立によって採択が危ぶまれましたが、結果として、地球規模で温室効果ガス排出の大幅な削減が必要であるとした IPCC の第三次報告の内容を確認、京都議定書の批准を促すこと、また、マラケシュ合意の実施を求める内容などが盛り込まれました。しかし、京都議定書や再生可能エネルギーに関する記述は、WSSDで合意された文書からの引用にとどまってしまいました。

しかし、「前哨戦」が決裂しなかったことだけでも、一つの成果といえます。わたしたちは、日本のNGOとして、日本の具体的な地球温暖化防止対策を要求し、次のステップに向けて、より積極的な目標数値の受け入れを要請していく必要があります。また、同時に、究極目標である全球的な持続可能性の確立のために、世界全体を視野に入れた地球温暖化防止対策の公平性を、考え始めなくてはなりません。

環境の変化と人類の寿命

元事務局 安間武

9月までの1年半、GEN事務局でお世話になった安間です。地球に生物が誕生して以来、環境に大きな変化が起こると、ある生物種は絶滅し、生き残った生物種は長い時間をかけて少しずつ変化しながら環境に適応してきました。現在の地球環境の変化はどうでしょうか。日米欧と同じように、発展途上国も”快適で便利な”生活を求めて、エネルギーを大量に消費し、有害化学物質を生み出す工業製品を大量に使い始めたら、

この地球環境はどうなるのでしょうか。50年後はどうですか。100年後?200年後?我々は発展途上国に対し、あなた達は使わないで下さいと言うのでしょうか。個人としての人間には寿命がありますから、あなたの命はあと3年ですと言われても、私は驚きませんが、生物種としての人類の寿命は実はあと100年、あるいは200年かもしれません。我々は何をなすべきなのでしょう。今からで間に合うのでしょうか。先のことだから、あまり気にしないことにしますか?

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4F
TEL:03-5366-1186 FAX:03-3358-5359
E-mail: gen@jca.apc.org
URL: http://www.jca.org/~gen/

編集後記

今年も1年GENを支援していただきまして誠にどうもありがとうございました。年末でお忙しいかと思いますが、みなさまお体に気をつけてよい年をお迎え下さいませ。来年もどうぞよろしくお願いたします。(岸)